

国会から見た経済協力・ODA（9）

～ 日韓基本条約、請求権・経済協力協定を中心に（その3） ～

行政監視委員会調査室 たかつか としあき
高塚 年明

1. はじめに
2. 複雑な日韓関係と激しさを増す東西冷戦
3. 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等
 - (1) 交渉の経過
 - (2) 基本条約、請求権・経済協力協定等の主たる内容
以上 279号
4. 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等の審議
 - (1) 衆参本会議における所信表明及び外交演説及び質疑・答弁
以上 281号
 - (2) 衆参本会議における趣旨説明及び質疑・答弁
以上 本号
 - (3) 衆議院特別委員会における質疑・答弁
 - (4) 参議院特別委員会における質疑・答弁
5. おわりに

1. はじめに

我が国の経済協力・政府開発援助（ODA）の歴史は、1955（昭和30）年に始まり、今日まで50年余が経過した。この間、ビルマ（現ミャンマー）、フィリピン、インドネシア、ベトナムの4か国への賠償、日韓基本条約、請求権・経済協力協定、中国との国交正常化、オイルショック、ODA中期目標、マルコス疑惑、冷戦終焉によるロシア・東欧支援、湾岸危機・湾岸戦争、カンボジアPKO、対中ODA批判、人間の安全保障、アフリカ支援など、幾つもの大きな節目を迎えた。

本稿は、十数回にわたり、これら多くの節目に国会で何が議論されてきたのかを検証し、そこから当時の国際情勢、経済協力・ODAを取り巻く国内の世相、考え方そして行政府の姿勢を描き出そうと試みるものである。そのため、本稿においては、国会における質疑・答弁などを、当時の用語のまま要約する形で記述するよう努めた。

9回目の今回は、前回（本誌第281号・2008年5月14日発行）に引き続き、日韓基本条約、請求権・経済協力協定を中心に述べることにする。なお、日韓基本条約、請求権・

経済協力協定等に関する国会審議は、東西冷戦が激しさを増した時代におけるいわゆる分断国家という状況下での審議であり、審議日数及び審議時間もかなり多いため、数回に分けて紹介することそしたい。今回の「その3」においては、衆参本会議における趣旨説明とこれに対する質疑・答弁の主たる内容を紹介する。「その4」以降において衆参両院特別委員会での審議を紹介することとする。

4. 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等の審議

第50回国会（臨時会）召集日の1965（昭和40）年10月5日、日韓間の「基本関係条約」、「漁業協定（2交換公文を含む）」、「請求権及び経済協力協定」、「在日韓国人の法的地位及び待遇協定」、「文化財及び文化協力協定」、「紛争解決に関する交換公文」の6つをまとめて「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件」1件が、漁業、請求権、法的地位関係3法律案とともに国会に提出された。

政府与党が本国会の眼目を日韓条約の批准承認に置いたのに対し、社会党がこれを阻止する方針に出たことから、衆議院では、冒頭まず会期の決定をめくり早くも対立、次いで政府演説・代表質問の日程、日韓案件の委員会付託方法、さらには条約協定の一括承認方式の是非などをめぐって話し合いは長引き、政府演説が10月13日、衆議院における代表質疑が同15、16日（参議院は16、18日）、日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会の設置が10月19日、本会議における趣旨説明が同21日、特別委員会での提案理由説明が同25日と、委員会の実質審議に入るまでにかかりの日数を要した。参議院においては、日韓条約等特別委員会の設置が11月13日、本会議における趣旨説明が同19日、特別委員会での提案理由説明が同22日に行われた。

（2）衆参本会議における趣旨説明及び質疑・答弁

ア 趣旨説明の主たる内容¹

（椎名悦三郎外相）

第1に、基本関係に関する条約は、善隣関係及び主権平等の原則に基づき、両国間に正常な国交関係を樹立することを目的とするものである。この条約は、両国間に外交関係及び領事関係が開設されることを定め、併合条約及びそれ以前のすべての条約はもはや無効であること、及び韓国政府が国際連合第3総会の決議第195号に明らかに示されているとおりの朝鮮における唯一の合法的な政府であることを確認し、両国間の関係において国際連合憲章の原則を指針とすること等、両国間の国交を正常化するに当たっての基本的な事項について規定している。

第2に、漁業に関する協定は、漁業資源の最大の持続的生産性の維持及び保存並びに合理的発展を図り、両国間の漁業紛争の原因を除去して相互に協力することを目的とするものである。この協定は、公海自由の原則を確認するとともに、それぞれの国が漁業水域を設定する権利を有することを認め、その外側における取締り及び裁判管轄権は漁船の属する国のみが行うこと、共同規制水域を設定して暫定的共同規制措置を採ることを定める等、両国間の漁業関係について規定している。

第3に、財産及び請求権の解決並びに経済協力に関する協定は、両国間の財産、請求権問題を解決し、両国間の経済協力を増進することを目的とするものである。この協定は、両国及びその国民の財産、権利及び利益並びにその国民の間の請求権に関する問題を完全かつ最終的に解決することを定めるとともに、韓国に対する3億ドル相当の生産物及び役務の無償提供並びに2億ドルまでの海外経済協力基金による円借款の供与による経済協力について規定している。

第4に、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定は、我が国の社会と特別な関係を持つ大韓民国国民に対して日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることによって、両国間及び両国民間の友好関係の増進に寄与することを目的とするものである。この協定は、これらの韓国人及びその一定の直系卑属に対し、申請に基づく永住許可を付与すること、並びにそれらの者に対する退去強制事由及び教育、生活保護、国民健康保険等の待遇について規定している。

第5に、文化財及び文化協力に関する協定は、文化面における両国の学術及び文化の発展並びに研究に寄与することを目的とするものであり、また、一定の文化財を韓国政府に引き渡すことを規定している。

第6に、紛争の解決に関する交換公文は、両国間のすべての紛争を、別段の合意がある場合を除くほか、外交上の経路を通じて解決すること、及びそれができなかった場合には、調停によって解決を図るものとすることを定めている。

次に、大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案について趣旨説明をする。先に御説明した協定の第2条において、日韓両国間の財産及び請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されることになったことを確認し、日本国にある韓国及び韓国民の財産権に対し採られる措置に関しては、韓国はいかなる主張もできないものとする旨を規定している。この規定上、これらの財産権について具体的にいかなる国内的措置を採るかは我が国の決定するところに委ねられており、この協定が発効することに伴ってこれらの財産権に対して採るべき措置を定めることが必要となり、この法律案を作成した次第である。第1項においては、韓国及び韓国民の日本国及び日本国民に対する債権及び日本国または日本国民の有する物または債権を目的とする担保権を消滅せしめることについて規定している。第2項においては、日本国または日本国民が保管する韓国及び韓国民の物についてその帰属を定め、第3項においては、証券に化体された権利であって第1項及び第2項の適用を受けないものについて、韓国及び韓国民はその権利に基づく主張をすることができない旨を規定している。

イ 衆議院本会議における質疑・答弁

衆議院においては、日本社会党の井手以誠君の質疑だけであった。その主たる質疑項目は、国連決議第 195 号援用の是非、北朝鮮への対応、経済協力 5 億ドルの根拠、李ライン存続の危険性、竹島の帰属問題、朝鮮籍の人たちの扱い等についてであった。

(ア) 日本社会党・井手以誠君の質疑²

(井手以誠君)

日本社会党を代表して質問したい。質問の第 1 は、領土管轄権と国連憲章の関係である。基本条約は、韓国の地位について、1948 年の国連総会決議第 195 号()を援用している。そもそも朝鮮戦争の発端は、朝鮮民族の独立を約束した 1943 年のカイロ宣言にあり、これを引き継いだポツダム宣言を日本が無条件に受諾したことにある。民族自決は国連憲章の大原則である。その第 1 条に民族の同権と自決、第 2 条は内政不干渉を宣言しており、さらに第 107 条は第 2 次大戦の戦後処理について、国連は関与できないことを明記している。以上で明らかなように、朝鮮の管轄については朝鮮民族だけが決める権利を持っているのである。しかも、朝鮮代表が参加していない 17 年前の古い国連決議をもって、朝鮮の領土を分割したり、片方の管轄範囲を決めたりすることは、例え国連といえども、またいかなる国にも許されないことである。したがって、基本条約に国連決議を援用したことは、国連尊重を力説する佐藤内閣自ら国連憲章に違反するものと言わねばならない。

質問の第 2 は、北朝鮮との関係である。政府は、北朝鮮との関係は一切白紙であると説明したが、今日、休戦ラインの北に朝鮮民主主義人民共和国政府が北朝鮮を有効に支配していることは、厳然たる事実である。一方、全朝鮮を領土とした憲法を持つ韓国政府が、この条約で日本が今後北朝鮮と外交関係を持つことを阻止できたと公言している。韓国政府と北朝鮮政府は不幸にして敵対関係にある。我が国が、武力北進により全朝鮮を統一することを国是とする韓国政府と基本関係を結べば、当然の反応として我が国は北朝鮮と対立関係に立たされる。ここに本条約の軍事的性格が存在する。今後、北朝鮮とは一切接触を持たないお考えか。それとも朴政権の不当な横やりを退け、実務的接触を進めるのか。総理は、先日、どこの国とも仲良くすると言明された。ケース・バイ・ケースは独立国の外交には不見識である。いずれの道を探られるのかお答え願いたい。

質問の第 3 は、請求権・経済協力協定である。政府は、従来、請求権は法的根拠のあるものに限ると公約してきた。この筋を通した解決方法を、何故経済協力に切り替えたのか。また、経済協力 5 億ドルの根拠とその性格は何であるのか。この協定により放棄される日韓双方の引揚げ者の財産請求権は固有の権利であって、法律上の疑義を残してはならないのであり、その解決策を伺いたい。この請求権は、我が国 36 年間にわたる朝鮮統治の評価と深い関係がある。もし、本条約に調印した高杉首席代表の発言のようであれば、5 億ドルのつかみ金を出す必要はない。また、植民地支配の反省であるならば、当然正当な償いをしなくてはならない。平和条約第 4 条は、南北全朝鮮に関する請求権である。総理は北朝鮮の請求権をどう扱うつもりか、基本的な方針を伺いたい。また、この経済協力は日本国民の金によって支払われるものであるから、韓国民衆のために真に生かされなければ

ならない。いやしくもアメリカの援助の二の舞を演じたり、利権化されてはならない。相手が汚職にまみれた朴政権であり、経済協力の実施に疑惑を招かない万全の用意があるか伺いたい。

質問の第4は、漁業協定である。漁業協定の最大の眼目は李ラインの撤廃である。韓国側が、依然として不法な李ラインの存続を言明している以上、国防上また大陸棚保護を理由に、いつ国内法を発動するか、不安は残されている。国内法を条約と同格に扱う韓国に対し何故に撤廃の確約を得られなかったのか。協定期間終了後、李ライン復活のおそれはないか、伺いたい。第1に、領海を決めなかったことは重大な失態ではないか。漁業専管水域 12 海里全域に領海と同じ主権が及ぶおそれがありはしないか。第2に、韓国沿岸から 40 海里以上も離れた済州島及び黒山島をなぜ独立の島として扱わなかったのか。第3に、済州島と本土間の広大な基線内水域は領海となるのか。合意議事録にある無害通航権とは海洋法会議において領海内と規定しているではないか。第4に、韓国の漁業専管水域において、国際慣行として認められている 10 か年の入漁権をなぜ放棄したのか、その理由を伺いたい。また、共同規制は資源の保護から資源の折半に変わった。しかも我が国だけが一方的に規制されることは重大な後退である。打撃を受けるのは我が国の零細漁民である。済州島周辺における大資本の漁場と引換に、対馬 釜山間の一本釣り漁場が大幅に狭められ、3,000 隻の零細漁民は 1,700 隻に減らされるのである。政府の補償と救済対策、併せて拿捕漁船に対する補償について伺いたい。

質問の第5は、竹島の帰属問題である。この竹島を含む一括解決が日韓交渉の基本方針であったことは、よもやお忘れではあるまい。国交回復に当たり、領土主権に関するものほど重要なものはない。総理は、先日、紛争は条文によって解決すると言明されたが、竹島のタの字も入っていない交換公文で解決の条文と言える自信がとおりか。私が指摘したいのは、紛争解決を調停にしたことである。漁業協定と請求権協定には、仲裁委員会を設けて日韓両国を拘束することにしている。しかるに、この交換公文には拘束力のない調停しか規定されていない。何故に領土問題をわざわざ弱い調停にしたのか不可解である。これでは竹島を放棄したも同然ではないか。

質問の第6は、法的地位の問題である。各種の待遇を受けるのは韓国民に限られ、朝鮮籍の者は全く受けられない。また、政府は朝鮮籍から韓国籍への切替えを促進し、韓国籍から朝鮮籍への異動を認めない方針である。これこそ 38 度線の対立を日本国内に持ち込み、移転、居住の自由、国籍選択の自由を唱った世界人権宣言を蹂躪する態度であると言わねばならない。政府は、即刻国籍選択を自由にし、一切の差別を止めるべきである。人道主義の立場から総理の見解を伺いたい。

最後に、朝鮮問題に対する我が党の立場を明らかにしたい。我が国はカイロ宣言及びポツダム宣言を無条件で受諾した以上、朝鮮民族の独立を承認しなければならない。朝鮮民族がいかなる政府を作るかは朝鮮民族が自ら決めるべき問題である。およそ一つの民族は一つ国家を持つのが国際法の原理、原則である。不幸にも朝鮮には二つの政府が現に存在しており、これを一民族一国家一政府の状態に到達させるには、朝鮮民族の努力に任せ、他の国はこれに干渉すべきではない。国連もまた関与する権限はない。日本は中国問題の

轍を踏んではならない。アメリカが国連軍の名の下に南朝鮮に置いている軍隊を撤退すれば、北朝鮮には中ソの軍隊は一兵もないのであるから、南北朝鮮の自主的統一は自然に達成されるであろう。こうしてできた朝鮮の統一政府と我が国は正式に国交を樹立し、その際、36年間の植民地統治に正当な償いをすべきである。しかし、南北に二つの政府がある現状においては、南北の両政府とそれぞれ折衝し、経済、文化の交流を積極的かつ公平に行うべきである。現にインドやビルマは南北朝鮮の両方と領事関係を結んでいるではないか。両政府との接触、または三者協議の中で経済協力、技術提携、漁業協定、文化財返還などの問題は処理できるはずである。この日韓条約に軍事的背景を否定されるなら、その証拠として吉田・アチソン交換公文を破棄すべきである。軍事協力を言明する米韓当局に抗議すべきである。そして三矢計画とその関係者を処分すべきである。

(佐藤榮作首相)

領土管轄権については、私どもは国連決議を尊重している。国連自身が国連憲章違反をしていると言われるが、この国連決議はその後毎年確認されており、憲章違反だとは思わない。国連を尊重する立場にあるので、この決議を引用することは当然のことである。

北朝鮮との関係については、今回の条約では触れておらず、在来の取り扱い方を変えることなく、またケース・バイ・ケースで決めていく。また、武力北進という言葉が使われたが最近では聞かない。むしろ今日では、北朝鮮自身が共産主義による統一を目指すと明言している。御記憶を訂正された方がよろしいかと思う。

請求権と経済協力についてであるが、請求権については法的に根拠のあるもの、事実関係を説明できるものを用いるということで日韓間で交渉したが、何分にも既に古いことであったり、その後朝鮮事変があったりして事実関係が説明しにくいことから、問題の解決ができなかったことは御承知のとおりである。そこで請求権の問題ではなく、両国の関係を正確に認識していくという観点から、経済的に自立できるように我が国が協力していく。この経済協力によって請求権の問題を完全に解決するとの観点から、経済協力に変わったことは御承知のとおりである。いつまでも話がまとまらないからといって正常化しないのは双方にとり誠に残念であり、経済協力という形で問題の解決を図ったのである。したがって、平和条約第4条に違反するものではない。無償3億ドル、有償2億ドルの合計5億ドルは韓国の経済建設に対する我が国の熱意と我が国の負担の両方の観点から折衝し決定したものである。また、個人の財産、請求権の問題で法律上疑義を残さないようにとの御指摘であるが、今回の条約・協定により何ら疑義も残してはいないと考える。ただし、拿捕漁船あるいは乗組船員等に対しては誠に気の毒な状況にあり、適当な救済措置を採ることは当然と考え、種々検討しているところである。北朝鮮の請求権の問題については、今回、北朝鮮には何ら触れていない状態であり、現在、交渉する考えは持っていない。経済協力が利権化してはならない点はそのとおりであり、疑惑が生じてはいけない。韓国においても、資金管理委員会を設け、与野党の議員諸君が同管理委員会で使い方を審議するとのことである。また、調達庁による一般競争入札も明確であり、我が国においても実施計画についての合意、契約の認証についても同様の措置を採る予定である。したがって、円滑に経済の発展に役立つよう使われるものと確信している。

漁業協定については、李ラインがどうであろうと、韓国側でどう説明しようと、漁業に関する限り安全操業ができることをはっきり申し上げ、漁民の不安を一掃したい。また、国民におかれては李ラインの論争に巻き込まれないよう御注意願いたい。6年後の協定期間経過後において、李ラインの問題が再度起こるのではないかと、韓国にリードされるのではないかと御心配を述べられたが、両国間には親善友好関係も進展しており、これは杞憂であると考え。領海の幅の取決めがなぜなかったかとお尋ねについては、その必要がないと考えたからである。領海とその外側が公海で接続しており、漁業水域という特殊な水域を考え、そして沿岸国の排他的な管轄権を認めている。これは領海に基づく排他的権利とは異なるものである。済州島と黒山島の附近が韓国沿岸から40海里以上離れているにもかかわらず、基線の引き方が納得がいかないとの御指摘はそのとおりである。これは両国間で困難な交渉を重ねた結果、紛争を残さないという観点から合意をみたものであり、両者歩み寄りによりできたものであると御了承願いたい。合意議事録の無害通航権についてであるが、漁業水域は領海とは異なり、漁業に関して沿岸国の排他的な管轄権を認めるのみである。これを領海及び漁業水域の無害通航権を含む権利を合意議事録で確認したものである。入漁権を放棄した理由については、基線の問題とも関連するものである。交渉の過程でアウターシックスの問題を強く主張したが韓国側がこれに反対した。両者が受け入れられる範囲で今回の漁業協定を結んだのである。今回私どもが特に必要だと主張したのは、李ラインの実質的廃止と操業実態の尊重の2点である。共同規制については、漁業資源についての調査が十分できておらず、調査が完了するまで現状において数量を制限するのにも止むを得ない状態である。日本だけが規制を受けるのではなく、日韓双方がこの規制を受ける。大企業を優遇し、対馬 釜山間を漁場とする零細漁民に犠牲を強いるものであるとの御指摘は事実と異なるものであり、訂正願いたい。

竹島の問題については、私どもは一括解決を目指してきた。しかしながら解決することはできなかった。遺憾ながら、紛争解決の方向は決まったのであり、全くの白紙の状態であるとか、竹島を放棄するとかということでは全くない。皆様の御支援により、我が国固有の領土権を確保したいと考えている。調停の方が仲裁よりは弱いではないかとの御指摘であるが、その時々交渉の内容その他で決まるものであり、一概にどちらがよいかとは言えないのではないかと。

法的地位については、自分たちの意思によらないで国籍を失い、あるいは国籍を取得したという状態であり、日本在住の朝鮮人、韓国人の諸君には大変問題があるだろうと思う。これまでの特殊な事情にあることを理解し、今回の処置により特に不都合な扱いを受けないよう重点を置いて取り組んでいる。韓国民についての処置は御承知のとおりであるが、朝鮮国籍については認めていないことから非常に難しい問題である。しかし、条約上の義務は生じていないので、日本国内の問題として処理し、在来より悪い扱い方はしないつもりである。国籍変更については、朝鮮から韓国への変更を進めるが韓国から朝鮮への変更を断るといったことはない。その様な事実はないことを申し上げる。

これまで軍事的背景はないと申し上げてきた。社会党のお考えを批判するつもりはない。軍事的な考慮、背景がないという立場から、吉田・アチソン交換公文を破棄せよとのお話

であるが、今回は日韓国交正常化の条約を御審議いただいているのであり、これと関係のない交換公文まで持ち出されても左様ですかとは申せない。全く別のものであることを御了承いただきたい。

三矢研究は幕僚研究の作業であり、研究を行ったこと自体は、職務上の義務に違反するものではない。したがって、その関係者を処分することは考えていない。

(椎名悦三郎外相)

国連決議第 195 号が国連の使命に反して勝手に領土を分割するようなことをしたのではないかとの御指摘であるが、総理はそういうものではないと答弁されている。

この朝鮮問題については、大戦終了後直ちにモスクワ会議がもたれ、英、米、ソ三国の間でいろいろ協議を重ねた上で、米ソ共同委員会ができて、即ソウル会議を行っているのであるが、両者の意見に相当隔たりがあり、暗礁に乗り上げた形となっていた。そこでこれを放置すると平和のために良くないというので、局面打開の意味でアメリカの要請で設置されたのが国連臨時朝鮮委員会である。これはあくまで朝鮮人民の意思を尊重して、統一政権を作ろうという使命を帯びて出来上がったものである。同委員会が現地に赴いて、北鮮に立ち回ろうとしたところが、どうしても入れない。公正な人民の選挙によって統一政権を作るための同委員会の入国を拒否した。そこで仕方なしに南鮮だけを監視して、自由意思による選挙が行われ、その選挙の結果有効な政権ができた。同委員会は、半分の機能しか発揮できなかったことを国連に帰り報告した。国連総会は、その報告に基づいて、朝鮮半島の一部分に大部分の人民が居住する地域にかくかくの政権ができた、これはかくかくの理由でこの種の唯一の合法政権であるという、その報告に基づいて決議し、それぞれの加盟国に若干の勧奨をしている。国連の臨時朝鮮委員会の使命を粉碎したのは北鮮である。その結果、今日の韓国政府というものが半島の一部にできた。そうした事実を国連総会がこれを認定し、それを決定しただけの話である。今回の基本条約第 3 条は、それを受けて、韓国政府の性格はかくかくのものであると言ったに過ぎないものであり、国連決議が不当に領土を分割したとの御指摘は全く当たらないものである。

(坂田英一農相)

沿岸漁業については、我が国の一方的声明による自主規制である。しかし、その内容は、出漁する沿岸漁船について我が国沿岸漁業の実績を尊重して出来上がっているものであることを御了承願いたい。

(石井光次郎法相)

在日朝鮮人の方々の国籍は、平和条約発効により日本国籍を失い、その時点で一律に朝鮮という表示に切り替わったものである。その後、韓国に書換えてもらいたいとの希望が数多く出てきた。韓国籍の方々は、本人の自由意思に基づいて韓国に書換えたものであり、その大部分は韓国代表部発行の国民登録証を提示した上で韓国への書換えが認められた。これを日本側から無理に進めたことはない。それだけの準備があっただけのものであり、朝鮮から韓国への書換えはそう簡単にできるものではなく、原則としてこれを認めないという方針を採っている。

(三木武夫通産相)

韓国に対する経済協力が経済侵略になるのではないか、あるいは利権化の疑いはないかとの点であるが、経済協力が国民的基盤に結びつかなければ日韓の友好関係は長続きしない。こうした観点から、韓国側でも新しい機構、調達方法を考えており、我々も実施計画を通じて相談にあずかる機会もあるので、韓国の国民的発展が図れるよう協力したい。

ウ 参議院本会議における質疑・答弁³

参議院においては、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党から、それぞれ質疑者が立った。その主たる質疑項目は、韓国の管轄権の範囲、北朝鮮への対応、基本条約と協定の軍事的性格の有無、経済協力と請求権の関係、李ライン存続の危険性、在日韓国人の法的地位及び待遇、竹島の帰属問題、文化協力協定の性格等についてであった。

(ア) 自由民主党・草葉隆圓君の質疑⁴

(草葉隆圓君)

自由民主党を代表して質問したい。まず始めに、今回の日韓関係諸案件の審議に当たり、一部少数勢力の計画的妨害のため若干の混乱を見たことは誠に残念である。大多数の意見を制するために手段を選ばない挙に出るということは、議会制民主主義の根本を覆すものであり、断じて許すことはできない。我が国が自由陣営諸国と条約を結ぼうとする度毎に共産陣営から干渉が加えられ、これに呼応するかのごとく、一部勢力による国会の混乱が企てられてきたことは遺憾ながら認めざるを得ない。これを総理はどう考えられるか。

日韓関係諸案件についてお尋ねしたい。第1は基本条約についてである。第3条において大韓民国政府の法的性格が規定されており、政府の説明では同政府が南朝鮮地域に管轄権を有する政府であるとされている。ところが、韓国側ではこれと異なった解釈をしているようであるが、このことが条約の適用上支障を来すおそれもある。そうだとすればどのように調整されるのか。

第2は、北朝鮮との関係についてである。「北朝鮮に関しては白紙である」との政府の見解はそのとおりであり、諸案件は全く将来に残されていると思う。今後は将来に禍根を残さないよう対応することを希望するが、政府の所見を伺いたい。

第3は、国連憲章の原則尊重についてである。今回の条約で従来と異なる点が2、3ある。前文の中に「緊密」という2字が加えられている。また、第4条に、国連憲章の原則を指針とする旨を述べるに当たって、特に「第2条」という表現を用いてはいない。さらに、日華平和条約以外は「相互の福祉及び共通の利益の増進」を用いていないのに、特にこれを入れている。これらをもって、一部論者の中には軍事同盟が意図されているなどと流説をなし、国民を惑わす者がいる。これに対する政府の確固たる所見を伺いたい。また、第2条に「もはや無効」という表現があるが併合条約等の無効の時期が明示されておらず、問題が生じると思う。これは決して併合条約が最初から無効であったということではないと理解するが政府の見解を伺いたい。

第4は、請求権及び経済協力に関する問題である。我が国は今後10年間にわたり無償3億ドル、有償2億ドルに相当する生産物及び役務を提供することになるが、これは賠償

の性格を有するものであるのか、また、請求権問題の処理と全く無関係であると言い切ることができるのか、また、在韓日本財産の喪失額はいかほどになるのか。喪失することになる日本人の私有財産に対して、幾らかの補償、見舞いが適当と考えるが、財政の許す範囲において、検討する意思があるのか否か伺いたい。

第5は、漁業協定についてである。その第1点は、李ラインが撤廃されるか否かである。現在でも韓国国内で、李ライン内の取締法の根拠法規である漁業資源保護法が廃止される状況にはないので、一部の論者は李ラインの存続を説き、関係者に不安を与えている。政府の明確な所見を伺いたい。また、沿岸基線から12海里に漁業専管水域を設け得ることになり、我が国は関係国内法において、これを政令で定めることとしているが、政府はどの地域に設定する方針か。さらに、12海里の専管水域を設けることにより、将来、第三国との漁業交渉に際して、この方式を認めざるを得なくなるのではないかと観測も示されている。農相の所見を伺いたい。

第6は、在日韓国人の法的地位及び待遇に関する問題である。在日韓国人に永住権を与え、強制退去条件の緩和等の優遇措置を与えられた結果、今後百数十年にわたり相当数の韓国人が永住することになり、いわゆる少数民族問題が起こるおそれがあると考え。また、同じ韓国人でありながら特権を認められない人たちも出ると思われるが、その取り扱いは一般外国人に対する処遇と全く同一とするのか。これらの人たちの義務教育の均てん条項等は考慮されているのか。法相及び文相の所見を伺いたい。また、最も困難な問題は在日朝鮮人の取り扱いであろう。その子弟の教育については、北鮮当局から多額の財政支援を受けて民族主義的教育が行われているようであるが、どのような教育が行われているのか、どのように学校が運営されているのか、これに対して政府はどのように扱う方針か、伺いたい。

第7は、文化協力協定についてである。この協定には、文化財に引渡しや文化施設利用の便宜供与が述べられているが、日仏文化協定、日英文化協定等に見られる学者や技術者の人的交流に関する条項が見当たらない。相互理解には人的交流にまつべきところが大きいと考えるが、総理の見解を伺いたい。

第8は、竹島問題についてである。我が方より韓国に対して32回の口上書を送り、先方より24回の反論がきているが、不幸なことに、竹島は現在韓国の武装部隊によって占拠されている。今回の日韓交渉の妥結により竹島問題は解決の目途を失ったとの見方もあるようであるが、北方領土と同様、占拠という既成事実を是認すべきではない。今後、平和的手段により速やかに解決すべき問題と考えるが、外相の所見を伺いたい。

最後に、政府のアジア外交の基本的態度について伺いたい。現在のアジア情勢は、とりわけ共産主義者により引き起こされている動乱と戦禍により平和が著しく脅かされている。自由陣営の有力な一員として、共産主義者による平和攪乱に対して確固たる態度をもって臨むことこそ、アジアにおける真の平和外交を推進する道であると確信する。韓国との国交正常化はアジアの平和と安定に寄与するものであり、我が国の平和善隣外交推進の上から誠に意義深いものである。総理のアジア外交の基本的態度について所見を伺いたい。

(佐藤榮作首相)

衆議院の特別委員会と本会議等についての感想であるが、誠に不幸なことだと思う。私どもは正常な議会制度を守っていかなくてはならない。ルールを守らなければ正常な議会政治は存在しない。

管轄権の問題であるが、一民族が一国家を形成することは望ましいことである。今回私どもが条約を締結したのは韓国であり、北朝鮮には何ら触れていない。国連方式による民族統一国家を作るよう勧告がなされており、韓国はこれを承認したが、北朝鮮は拒んでいる。今後とも北朝鮮とはケース・バイ・ケースで対応する考えである。

今回の条約が軍事的な色彩を持つものであるとの疑念に対しては、日ソ共同宣言と同様に、お互いに協力して国連尊重、国連の平和的条項を守っていくことを謳っていることに注目していただきたい。これは軍事的なものではないこと明らかである。新憲法の下、自衛隊法の下で、外国と軍事的な同盟を結ぶ考えはない。また、私が共産主義が嫌いであるということと、反共軍事同盟、防共軍事同盟を作るということは次元が異なる問題である。政府は軍事同盟には絶対に賛成しないことを御理解いただきたい。

アジア外交の基本姿勢についてであるが、平和に徹する外交を展開し、善隣友好、どの国とも仲良くしていくのだということをししばしば申し上げている。そのためには、我が国の独立を尊重し、内政不干渉の原則に立ち、相互に友好関係を増進していくものでなくてはならない。国際的にお互いの生活が安定するそして繁栄していくならば、戦など考えられない。その意味から、経済的に十分協力していく、援助するという態度を採っているものであり、東南アジア諸国に対しても、経済交流、援助計画、低開発諸国に対する積極的支援をしているのは、平和に対する我が国の考え方から発しているものである。

(椎名悦三郎外相)

日韓両国間に主張の食い違いがあるとの見方については、基本条約第3条は国連決議第195条を引用しているのであり、朝鮮人民の大部分が居住する半島の部分に有効な支配と管轄権を及ぼし得る政府ができた。その政府は国連の観察の下に行われた自由選挙に基づくものである。したがって、この政府は朝鮮における唯一の政府であると謳っているのである。国連決議は、この政府の管轄権の及ぶ範囲は休戦ライン以南にあり、以北には及ばないと述べているのであり、第3条はこれをそのまま確認しているのである。韓国の当局者は、場合によっては、全半島が領域であり、不逞分子が北の方を占拠しており、その部分には管轄権が及んでいないという考え方を述べている。しかし、いかなる言い方であろうと、基本条約の正文からは、管轄権の及ぶ範囲は休戦ライン以南であることは明らかである。

「もはや無効」というのは、韓国が独立した時点で併合条約は効力を失ったというものである。併合条約以外の条約は、それぞれの条約の内容に従って効力を失う、しからざるものは併合条約の発効によって効力を失うという3段階で解釈している。日韓双方で主張に食い違いがあるようであるが、条約発効後の問題として、両国の利害が衝突するようであれば、十分これを解決する自信は持っている。

請求権と経済協力については、日本の対朝鮮請求権は軍令及び平和条約等のいきさつを経て、もはや日本としては主張し得ないことになっている。反対に、韓国側の対日

請求権は、日韓会談の当初において意見開陳が行われたのであるが、何せ非常に時間も経っており、その間に朝鮮動乱もありで、法的根拠についての議論が一致しなかったし、事実関係の立証も困難であったことから、これを一切諦める。そしてそれと並行して、無償3億ドル、有償2億ドルという経済協力の案が出てきた。これをもって請求権が経済協力に変わったのだ、経済協力は賠償の意味を持っているのだと解釈する人がいるようであるが、法律上はなんら関係はない。英仏が旧領地を解放して新たな独立国を認めた際も、国の誕生を祝い、経済の前途を支持する意味で相当の経済協力を行っている。その例と全く同じである。

在外財産の問題については、日本政府として確実な資料は所持していなかった。韓国政府も北鮮当局も、戦後、一切公表していない。遺憾ながら、権威ある評価等は我々にはできない。過般、予算を以て、在外財産の調査をすることになっている。

竹島の問題については、交換公文において、残された日韓間の紛争事項については条約発効後に普通の外交ルートによって折衝して問題の解決を見出すよう努力する、とされている。しかし、外交ルートによっても解決することができない場合には、両国の合意による調停の方法によって解決する、とされている。竹島問題は領土問題であり、双方が相譲らない状況にあるので、条約発効後、両国の間に友好関係が出てくわけであり、その雰囲気の中に穏やかに折衝を開始して、何らかの解決方法を見出す努力を行いたい。

(坂田英一農相)

李ラインの存否については、協定前文において公海自由の原則が尊重されるべき旨が規定されている。協定本文において、韓国側の漁業に関する一方的管轄権の及び得る範囲を、漁業水域に関する国際的趨勢を斟酌して、沿岸12海里の漁業水域に限定することとする。そしてその外側に帯状に設定された共同規制水域を含む公海における漁業取締りの権利及び裁判管轄権は漁船の属する国のみが行使する、いわゆる旗国主義としている。これにより、李ラインは実質的に撤廃され、李ラインにおいて発生した不法不当な臨検、拿捕等の不幸な事件は、今後我が国の漁業及び漁船に対してはあり得ないことになる。

12海里の漁業専管水域が他の国に影響するかについては、最近の国際的趨勢を斟酌し、かつ韓国の漁業実績を勘案して、両国間の特別の合意に基づき設定したものである。これを以ていずれの国とも同様の協定を締結することを意味しない。日本漁業の実益等を勘案してケース・バイ・ケースで対応していきたい。

日本の漁業水域の設定については、現在の韓国の漁業の実態等を考慮すると、今のところ日本本土の沿岸のどこにも設定する必要はない。ただし、対馬沿岸に設定する方向で検討中である。将来、韓国の漁業の発展その他により、必要が生じた場合にはその際に設定することとした。「政令で定める」としたのはそのためである。

(石井光次郎法相)

少数民族問題となる危険性については、注意しておくべき問題だが、永住権を持つには日本の社会秩序の下に安定した生活ができるようにすることが一番重要である。日本人と同じような生活をするようになれば、いつの間にか日本人と同じような状態になってくる。中には日本人になってしまう人も出てくるのではないかと。永住権を得られない人たちも出

てくるが、これまでの特殊な立場を考慮し、生活保護、教育などについて支援を続け、従来と変わらず、永住権を持つ人たちと同様の安定した生活ができていくのではないかと、我々の生活に溶け込んでいくよう施策を講じたい。

(中村梅吉文相)

在日韓国人、朝鮮人の子弟については、義務教育に関して、本人の希望があれば公立の小学校、中学校等への入学を許可している。授業料を徴収しない、あるいは教科書の無償配布ということまでしており、日本人と差別していない。進学についても資格を認めている。今回の協定第4条及び合意議事録により、日本の義務として確認されたことになる。民族教育については、いわゆる朝鮮大学のように完全にこれを行っているところもあるが、現在のところ、全く認可されていないし、法的資格を与えられたものではない。文部当局としては、慎重に検討して善処していきたい。

(イ) 日本社会党・森元治郎君の質疑⁵

(森元治郎君)

日本社会党を代表して質問する。まだ本院が条約案件を手にしていない内から、批准書交換の日取り、全権の人選を新聞に流すなど、本院の自由な審議権を拘束するものであり、二院制の憲法の建前を蹂躪した責任は重大である。総理は参議院の存在をいかに認識されているのか、まず伺いたい。

本論の協定について伺いたい。まず第1に、国交正常化する韓国とは一体どこを指すのか。政府は、この条約では領土領域は決めていない、その必要はないと逃げている。なぜ国連決議第195号を引用しなければその独立を裏書きできないのか。また、朝鮮には一つの国家があるのか、二つの国家があるのか。政府は、北に一つの権威があり、休戦ラインの南に韓国の管轄権があると説明している。ところが、韓国憲法は、その領土は韓半島全域と付属の島々であると規定しており、日本は韓国を認めたのであるから、韓国以外に国家はないとしている。椎名外相は「伝え聞くところによれば、あの国の憲法にはそう書いてあるようであります」と答弁している。相手国の憲法も知らずに条約を結ぶのか。つまり、日本は、台湾のように南だけを認めて限定承認したい。韓国はそれでは困ると言うので、苦肉の策として、国連決議第195号を第3条に引用して「唯一合法」としたのではないかと。ところが、国連決議では「唯一」は前にあり、「合法」は後ろにある。法律屋の役人がこれをつなげて「唯一合法」としたのであり、ごまかしではないか。国連軍の駐兵は国連決議に基づくとされるかもしれないが、中華人民共和国は国連が侵略者であると主張しており、この中国を承認している国が駐兵16か国の内5、6か国ある事実を政府はどう見ているのか。また、韓国はこの条約の意義について、日本と異なり、共産主義侵略を防ぎ、極東の安全と平和維持について日本に期待していると述べている。総理は、いかなる形でも軍事的な協力を行わないと断言できるのか。

第2は、竹島問題についてである。政府は、交換公文に基づき紛争はまず外交を通じて解決する、それができなければ調停にかける、紛争の中に竹島問題も含まれると答弁しているが、交換公文のどこにも「竹島」という文字は入っていないではないか。本条約第4

条(a)は「国連憲章の原則を指針とする」と謳っており、国連憲章第2条は「領土保全その他について武力をもって威嚇し、これを行行使してはならない」と書いてある。条約関係に入るというのに、(武力による占領という)国連憲章違反に対して、政府はなぜ黙認しているのか。昭和27年講和条約の6月、アメリカは竹島を爆撃場として日米合同委員会を通じて提起しており、日本は承知した。翌28年3月に、もう使用しないからという理由で日本に返した。しかも、竹島は日本が放棄する地域の内に入らないことはアメリカも知っているはずである。なぜ、アメリカの見解を求めないのか。

第3は、文化協力協定である。この協定は、お互いに文化協力を緊密にしましょう、そして持ち帰った文化財を返しましょう、この2つしかない。引き渡される品物、美術品、図書類の選定基準は一体何か。韓国の要求によるものか、それとも日本側が選定するのか。その中に重要文化財の指定を受けたものがあるのか。重大なことは、今回引き渡される文化財は、すべて韓国に由来するものであって、北鮮関係のものは除かれているとのことである。文化財まで二つの朝鮮という見方をするのは異常である。

第4は、漁業関係についてである。政府は李ラインは実質的に撤廃されたとしているが、韓国はこの協定が李承晩大統領宣言の趣旨にかなうものであるから、いよいよもってその存在が明らかになった、としている。また、韓国には漁業資源保護法という李ラインを裏付ける国内法があり、これを改廃する様子は全くない。政府によれば、国際法は国内法に優先するから韓国は協定の相手である日本に対して何らの拘束力も主張し得ないと説明してきた。しかし、国際法と国内法の関係は、国際法上位論、法域を異にする二元論、国内法上位論と3つある。新興国はナショナリズムが強いから国内法上位論と採る国が多い。国家はそれぞれの立場を採れるのであり、他国の制肘を受けることはない。そうであれば、国際法上位論を振りかざして政治問題を解決しようとするのは全く説得力がないではないか。また、韓国の漁業水域の外側6海里の入会権を我が国が放棄しているのはなぜか。入会権は国際慣行に基づくものではないのか。さらに、韓国の管轄権の及ばない北の朝鮮民主主義人民共和国の方まで漁業水域を設定したり、共同規制水域まで合意しているが、日本漁船がこの方面での専管水域に出漁して事故があった場合、韓国政府が責任を持って対処してくれるのか。これは韓国が朝鮮半島の唯一合法の政府であるという格好を付けるためのものではないのか。

第5は、請求権、経済協力についてである。無償3億ドル、有償2億ドルに加え民間借款3億ドルの合計8億ドルの積算根拠は何か。条約に規定した請求権解決の方法は一体どこへ飛んで行ってしまったのか。韓国が日本に提出してきた対日請求8項目は、政府の計算でもせいぜい5,000万ドルである。李承晩大統領の出してきた70億ドルは別としても、韓国側が出してきた数字は6~8億ドルであり、ちょうど要求額と一致する。したがって、これはつかみ金、どんぶり勘定ではないのか。また、政府は北朝鮮に対する請求権が残ると言ってきた。日本は平和条約上、全朝鮮と請求権を処理すべき義務がある。北朝鮮政府といつ交渉を始めるのか。双方の請求権はどのくらい残っているのか。また、個人の財産請求権の保証については、政府からは、審議会の答申を尊重するとの説明があるが、本当に実行していく決心があるのか伺いたい。

(佐藤榮作首相)

衆議院における本案件の審議については、大事なことは民主政治に徹することであると考える。批准の日程を決めるとか、大使を交換するとかいう問題は、不謹慎と言われればそのとおりである。しかし、事務当局がこれらの点について準備をすることはお認め願いたい。最近の新聞記者は有能であり、機密を保てなくなり、先走った記事が掲載されることも多いが、政府として国会を無視するつもりはいささかもない。参議院が良識の府であることも十分尊重していきたい。

国家承認については、サンフランシスコ平和条約が発効したときに承認したことになっている。国連総会決議第 195 号の引用は、韓国の性格をこれによって明らかにしていると御理解願いたい。

領土、国境に関しては、不幸にして二つ権威があり、こうした事態に善処していくことが私どもの対応である。平和条約以来、一貫して私どもは韓国と交渉を持ってきており、一国家一民族とは申せ、その建前からただ今も北との交渉を持つわけにはいかない。

軍事的協力関係の有無についてであるが、憲法、自衛隊法からもその様なことはない。韓国国会においても、日本に対して軍事的協力を求めるという説明はしていない。両国共に、軍事的協力の問題には触れていないことを御理解いただきたい。

竹島の問題については、私どもは古来から日本の領土であると主張してきている。私は一括解決を公約したが、竹島が最終的に決着を見なかったことは、誠に遺憾、残念に思う。しかし、平和の内に解決するという方向ができたことは御理解いただきたい。現在、韓国の警察官等が竹島を占領していることは国際法上違法であり、我が国としては厳重に抗議を繰り返している。我が国が竹島を放棄したなどということは全くない。

文化交流については、日韓両国は歴史的にも、文化的にも長い交流を重ねてきたのであり、今回の親善友好関係を樹立するに際しても、文化交流を大事に扱っていく考えである。

(椎名悦三郎外相)

韓国の憲法では、管轄権は全半島に及ぶとされているようであるが、条約を結ぶ場合、相手方の憲法まで承認するという趣旨ではない。基本条約は、韓国の憲法がどうであろうと、国連決議第 195 号を引用して、半島の一部、朝鮮民族の大部分において、自由な選挙に基づき、有効な管轄権、支配というものが及んだ政府が成立した。この半島においては、これが唯一の政府であるとして韓国政府の性格を謳っているのであり、領土の範囲を言う必要はない。「唯一合法」については、引用した国連決議にあるように、半島の一部に朝鮮人民の大部分が住んでいて、有効な支配と管轄権を及ぼし得る政府ができたとしており、その意味で「唯一合法」なのであり、自ずから内容が絞られている。

紛争解決については、両国の友好的な雰囲気が醸成された時を待って竹島の紛争解決を図るとするのは、こちらの希望なのか、韓国側との取決めなのかと言えば、取決めであると御了承願いたい。明確な文言はないが、確信を持って期待するものと理解している。

漁業資源保護法が残っていることについては、韓国の国内法についてとやかく言う権利はないが、条約を円滑に施行し、これを守る意味において、左様措置を採ることを強く期待している。

(中村梅吉文相)

文化財の引渡しは、引渡しか返還かという質問であったが、協定に明記されているとおり、引渡しである。文化財引渡しに関する基準の有無であるが、特に基準というものはない。相互の話し合いの結果、点数及び品目が決定した次第である。また、その中に国宝あるいは重要文化財に指定されたものは一点もない。今後北鮮からの要求があった場合どうするかについては全くの白紙である。昭和 33 年に 106 点ほど無償引渡しをしているが、これは当時、抑留日本人漁夫を何とか送還してもらいたいという状況にあり、また日韓交渉も難航していたので、友好関係に若干でも寄与する目的で引き渡したものである。

(坂田英一農相)

アウターシックスの出漁権(入会権)を放棄した理由については、両国とも 12 海里まで漁業水域を設定することができる旨を合意した上で、我が国としては李ラインの実質的撤廃、操業実績の尊重、漁業資源の保護的処置という問題に主眼を置き、その目的が達成できたと判断したこと、また、韓国の特殊事情を考慮し、出漁しないことにした。

(森元治郎君)

朝鮮が二つの国家なのか一つの国家なのか、再度説明願いたい。

(佐藤榮作首相)

二つの権威があるということは一応考えている。ただし、北とは一切交渉していない。いわゆる分裂国家の場合、南を承認した国は北を承認しない、北を承認した国は南を承認しないというのが国際慣行である。72 か国が韓国を承認し、23 か国が北を承認している。したがって、二つの国か、一つの国かというのは形式的な問題であり、実際問題として処理する場合には、あまりに観念的な議論であると考える。

(ウ) 公明党・黒柳明君の質疑⁶

(黒柳明君)

公明党を代表して質問する。基本条約第 2 条の旧条約問題について伺いたい。旧条約問題とは、明治 9 年の日韓修好条規から明治 43 年の日韓併合条約に至るまでの数十件の条約、協定、議定書などをどのように評価するかという問題である。つまり、これは日本が朝鮮を植民地化したという歴史的事実を、今日現代の世界の良識から見ていかに評価すべきかという問題である。椎名外相は著書の中で、朝鮮、台湾、満州の植民地化を「栄光の帝国主義」とたたえており、これは論外である。総理は衆議院の特別委員会で、旧条約は「対等の立場で、自由な意思で結ばれたと思う」と答弁している。我が国の武力、威圧により、朝鮮が屈した実例が幾多もあることを踏まえてもらいたい。文部大臣も総理と同じ考えか伺いたい。文部大臣には、1960 年 12 月 14 日の国連総会で日本も賛成している「植民地諸国、諸人民に対する独立賦与に関する宣言」という現代の世界の良識から照らして、朝鮮民族の過去の独立運動は正当なものであったか否か、お答え願いたい。同様に、法務大臣、通産大臣にもお答え願いたい。

次に、政府の唱える国連中心主義の真の意味は何であるかと伺いたい。衆議院における外務省の答弁によれば、日韓基本条約における国連憲章の原則とは、憲章第 7 章にいう強

制措置、すなわち軍事問題ではなく、憲章第1章第2条の原則のことだとのことである。これには7項目あり、それぞれ国民の前で説明してもらいたい。憲章第1章第2項の五号では、国連軍への援助を要請し、第七号では第7章の国連の強制措置が規定されている。しかも、日本は「日本国における国連軍の地位に関する協定」や「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」によって、在日米軍が朝鮮に対して行う戦争の場合、基地、資材、労力などによる協力を約束しており、しかも韓国軍は在韓国連軍の指揮下にある。すなわち、憲章第39条に基づく在韓国連軍の軍事行動との関係が出てくる。このような日・米・韓三国の関係について、外相の説明を求めたい。実のところ、これまでの政府の国連中心主義は、アメリカ追従主義の別名に過ぎないのである。政府は、今後、国連における活動を常に国民の前に報告し、検討を仰ぐという姿勢が必要である。ただ政府の判断した国連中心主義を国民に押しつけることは、国連憲章の大目的である「人民の同権及び自決の原則」にも反すると思うが、総理の考えを伺いたい。

(佐藤榮作首相)

旧条約の問題であるが、これは当時、大日本帝国と大韓帝国との間で、両者の完全な意思、平等の立場において締結されたものであることは私が言うまでもないことである。基本条約第2条により、旧条項がもはや効力を失ったと規定されているのである。国連中心主義とは何かであるが、今日、機構あるいは機能が万全であると申しませんが、国際の平和機構としては頼りになるのは国連である。私どもの憲法により、国際紛争解決の手段として一切武力を用いないと誓っている以上、唯一の国際平和機構としての国連を権威あらしめるものにしていく最善の努力を払っていきたい。

(椎名悦三郎外相)

第2条は、旧条項が客観的にもはや無効になった事実を宣言したものである。日韓併合条約は1948年8月15日、すなわち朝鮮が日本の支配から離れたとき、すなわち韓国が独立を宣言した日から失効したという解釈を採っている。併合前の諸条約は、それぞれ条約の所定の条件が成就した際に失効し、あるいはまた、併合条約発効に際して失効するという解釈を採っている。

一般に国連憲章の原則とは、憲章第1章第2条に規定された7項目を意味し、これらは国連自身及び国連加盟国の国際問題処理の基本を規定したものである。第1項目は、加盟国の主権平等を謳っている。いかなる国も、国連加盟国は主権平等であるという原則を打ち出している。第2項目は、国連憲章に基づく各加盟国が忠実に果たすべき義務が規定されている。第3項目は、国際間の紛争はあくまで平和的に処理すべきであることが規定されている。第4項目は、兵力の使用の制限であり、加盟国は他の国の領土保全と独立に対して、兵力による威嚇、現実の使用を絶対に避けるべきであると規定している。すなわち、実力をもって威嚇する、あるいは実力を行使して領土を侵害し、独立を侵害することを絶対にしてはならないとされている。第5項目は、国連が憲章に基づいて採る行動に対しては、各加盟国は援助を与えるべきであると規定している。第6項目は、平和と安全を維持するために非加盟国との協力を確保するよう努力すべきである。加盟しない国とも、平和と安全の維持のために協力を惜しまない点を強調している。最後の第7項目は、国連は加

盟国の国内問題に互いに干渉してはならない、国内干渉は禁止する点を強調している。なお、現実問題として、外部から思いがけない侵略をこうむる場合もあるので、これに対しても有効な措置を講じなければならない。これがすなわち、個別的あるいは集団的自衛権を行使できるという国連憲章第 51 条の規定に該当するわけである。ただし、これは普通に言う国連憲章の原則というものではないことを御了解願いたい。

(中村梅吉文相)

日韓併合条約は、対等の立場で、自由の意思の下で結ばれたものである。韓国における独立運動については 1960 年の国連総会で「植民地諸国、諸国民に対する独立賦与に関する宣言」が採択されており、同宣言の趣旨からすれば、韓国における独立運動は妥当なものであったと見るのが正しいと考える。

(三木武夫通産相)

経済協力が経済侵略の事態を生じないかとの御心配については、経済協力協定第 1 条に、供与、貸付は韓国の経済発展に寄与するものでなくてはならないという理念が規定されており、この理念に基づき、韓国から実施計画が出てくることになっている。両国の間には、併合時代のこともあり、できる限り細心の注意を払って、経済協力が経済侵略の誤解を生じないように努力していきたい。

(工) 民主社会党・向井長年君の質疑⁷

(向井長年君)

民主社会党を代表して質問する。第 1 は、政府の北鮮に対する外交姿勢についてである。先般、総理は「北鮮問題については在来の扱いを変える考えはない。今後ともケース・バイ・ケースで処理していく」と答弁されている。これでは国民は納得しないのではないかと。国連においても、我が国においても、北鮮の政権の現存を認めている以上、無関係の状態を続けるわけにはいかないのではないかと。積極的に、経済、文化並びに人事の交流と貿易の推進を図っていくことが平和外交の基本ではないかと。今後の対処について伺いたい。

第 2 は、管轄権の範囲についてである。休戦ライン以南であるとの点は理解するが、将来において、国連総会で重大な修正あるいは撤回等の決議が採択された場合、基本条約はどうなるのか。第 3 条の更改、修正が必要となるが、韓国がこれに応じない場合不可能になると思うが、政府はいかなる対策を講じるのか。

第 3 は、在に朝鮮人の法的地位に関する問題である。永住権はあまりに大幅であって、譲歩し過ぎたのではないかと声もあり、少数民族問題を引き起こすことも危惧されている。この協定の対象となるのは在日朝鮮人 58 万人の内、わずか 22 万人に過ぎない。約 36 万人はこの協定のらち外に置かれることになる。政府は、韓国籍を持たない者をどう扱うのか、特別立法でも作るのか、法律第 126 号・出入国管理令を改正するのか。また、子孫まで永住権を認めた韓国籍の人々の将来をどのような構想を持っているのか、法務大臣に伺いたい。

第 4 は、竹島の問題である。総理は、紛争解決に関する交換公文によって平和的解決の道が開けたと述べているが、何を根拠にそう言われるのか。国民はどう理解してよいか迷

っているのではないが、明確な答弁をお願いしたい。

第5は、漁業問題についてである。韓国政府によれば、李ラインの目的は3つある。第1は国防上の必要性、第2は水産資源の保護、第3は大陸棚資源保護である。水産資源の保護の目的は今回の漁業協定により効果的に規制されたが、それ以外の目的を内包する平和線（李ライン）は、現在事実上、国内法的に認定された内容として健在していると韓国政府は述べている。6年後に漁業協定が失効した場合、李ラインはどうなるのか。政府の説明では不十分である。国民の納得できる見解を示してもらいたい。

第6は、経済協力の問題である。この協定の意義は経済連携でなければ意味はない。政府は本気でこれに取り組む姿勢があるのか。現在、日韓間で問題になっているノリの問題も早急に対処すべきと考えるが、総理の見解を伺いたい。また、経済協力は韓国の経済発展と国民生活の安定に寄与するものでなくてはならない。いやしくも疑獄と汚職に結びつくようなことがあってはならない。政府として確固たる見通しを説明願いたい。

（佐藤榮作首相）

共産主義の国の方々が、我が国が平和を愛し平和に徹している、この観点に立って我が国の独立を尊重する、内政に干渉しない、お互いにその立場を尊重する、こういう気持ちになっていただければ、共産主義の国でも仲良くできると考えている。ただし、同一民族が二つの権威に分かれていて、その片一方と交渉を持った場合、他の方を相手にしないというのが国際的慣例である。韓国と北朝鮮の関係は、東西冷戦を背景にしているものであり、また、過去においても朝鮮事変があり、容易に単一国家が実現するとは思えない次第である。民社党の諸君が同時に二つを承認せよとのお考えをお持ちであるが、それには賛成できない。ただし、国連方式による統一の単一国家の実現には協力する。ノリの問題も早期解決を目指すよう事務当局に督促した次第である。

（椎名悦三郎外相）

国連決議第195号はその後の年々の総会において確認されているものであり、現在の客観情勢に適合しているので、今回これを引用した次第である。朝鮮の客観情勢が全く一変するということは容易に想定することはできないので、第3条の変更を近く予想するということは全く考えていない。紛争に関する交換公文に「竹島」の記述がないではないかとの御指摘であるが、日韓間でこれほど長くまた深刻に取り上げられた紛争案件はない。竹島を除くと書いてない限り、竹島問題を真っ先に取り扱うことは、すでにこの交換公文の立案に協力した両方の当局がよく知っているところである。両国の友好的雰囲気十分に熱した時期を見計らって、この問題解決に努力したい。李ラインで韓国側の2つの目的が未だ残されているとの御指摘だが、大陸棚の問題は国際法で認められていない。国防ラインとはどういうものかよく分からないが、一つの想定に過ぎないのではないが、強制力を持つわけでもない、その様な構想は無害であると考え。

（石井光次郎法相）

永住許可を申請しない者についても、従来の待遇を変えるわけではない。昭和27年の法律第126号はそのまま生かしておくので、これまでの生活保護や小中学校に入る、上級学校に入ることもできる。今回の協定により、永住許可を得た韓国人だけが特別な待遇を

受けて、そうでない人たちの待遇が落ちるということはない。子孫まで永住権を認めたことについては、効力発生後 25 年経った時にどういう扱いをするか相談することになっている。時間が経てば、徐々に日本の同化していくものとする。

(三木武夫通産相)

経済協力をめぐって汚職、腐敗を防止すべきことは当然と考える。そうでなければ両国の尊敬、信頼というものは生まれてこない。韓国政府においても、経済協力というものは全国民的なものにする、清潔なものにするという声明を再々出している。受入態勢も与野党の議員が入って資金管理委員会を設置して受入の中心としようとしている。また、資材、役務などについても調達庁で一本化し、入札制度を導入するとのことである。我々としても、経済協力が韓国の民生の安定、経済の発展に寄与する方向で進めるよう十分注意していく所存である。

以下、次号以降

【参考文献】

参議院外務委員会調査室「日韓条約及び諸協定について」参議院常任委員会調査室『立法と調査』第 10 号、1965 (昭和 40) 年 9 月 1 ~ 13 頁

参議院外務委員会調査室『日韓基本条約及び諸協定に関する参考資料』1965 (昭和 40) 年 10 月

参議院外務委員会調査室『日韓問題』(参外調 38 号) 1962 (昭和 37) 年 11 月

賠償問題研究会編『日本の賠償 その現状と問題点』外交時報社、1959 (昭和 34) 年 11 月 25 日

日経経済解説部編『賠償の話』日本経済新聞社、1957 (昭和 32) 年 4 月 10 日

永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999 (平成 11) 年 11 月 15 日

大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第 1 巻』東洋経済新報社、1984 (昭和 59) 年 3 月 29 日

川田侃、大畑英樹編『国政政治経済辞典』東京書籍、2003 (平成 15) 年 5 月 30 日

1 第 50 回国会衆議院会議録第 7 号 1 ~ 3 頁 (昭 40.10.21)、第 50 回国会参議院会議録第 8 号 4、5 頁 (昭 40.11.19)

2 第 50 回国会衆議院会議録第 7 号 3 ~ 7 頁 (昭 40.10.21)

3 第 50 回国会参議院会議録第 8 号 5 ~ 23 頁 (昭 40.11.19)

4 同上 5 ~ 10 頁

5 同上 10 ~ 17 頁

6 同上 17 ~ 19 頁

7 同上 19 ~ 23 頁